

別表第十一 適正管理化学物質(第五十一条関係)

(平一三規則二六一・平一五規則一〇・平二四規則一六一・一部改正)

- 一 アクロレイン
- 二 アセトン
- 三 イソアミルアルコール
- 四 イソプロピルアルコール
- 五 エチレン
- 六 塩化スルホン酸
- 七 塩化ビニルモノマー
- 八 塩酸
- 九 塩素
- 十 カドミウム及びその化合物
- 十一 キシレン
- 十二 クロム及び三価クロム化合物
- 十三 六価クロム化合物
- 十四 クロルピクリン
- 十五 クロロホルム
- 十六 酢酸エチル
- 十七 酢酸ブチル
- 十八 酢酸メチル
- 十九 酸化エチレン
- 二十 シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く無機シアン化合物)
- 二十一 四塩化炭素
- 二十二 一・二―ジクロロエタン
- 二十三 一・一―ジクロロエチレン
- 二十四 一・二―ジクロロエチレン
- 二十五 一・三―ジクロロプロペン
- 二十六 ジクロロメタン
- 二十七 シマジン
- 二十八 臭素化合物(臭化メチルに限る。)
- 二十九 硝酸
- 三十 水銀及びその化合物
- 三十一 スチレン
- 三十二 セレン及びその化合物
- 三十三 チウラム
- 三十四 チオベンカルブ

- 三十五 テトラクロロエチレン
- 三十六 一・一・一―トリクロロエタン
- 三十七 一・一・二―トリクロロエタン
- 三十八 トリクロロエチレン
- 三十九 トルエン
- 四十 鉛及びその化合物
- 四十一 ニッケル
- 四十二 ニッケル化合物
- 四十三 二硫化炭素
- 四十四 砒^ひ素及びその無機化合物
- 四十五 ポリ塩化ビフェニル
- 四十六 ピリジン
- 四十七 フェノール
- 四十八 ふっ化水素及びその水溶性塩
- 四十九 ヘキサン
- 五十 ベンゼン
- 五十一 ホルムアルデヒド
- 五十二 マンガン及びその化合物
- 五十三 メタノール
- 五十四 メチルイソブチルケトン
- 五十五 メチルエチルケトン
- 五十六 有機^{りん}化合物(EPNに限る。)
- 五十七 硫酸
- 五十八 ほう素及びその化合物
- 五十九 一・四―ジオキサン